

# 重要

## 日本遺産・創造都市のまちづくり応援事業 実施にあたっての注意事項

「日本遺産・創造都市のまちづくり応援事業」については、以下の内容について熟読の上、実施してください。

### ① 【今後の流れ】

○交付決定通知

※同封しています



○事業の実施



○実績報告書の提出

事業終了後30日以内又は平成31年4月10日（水）のいずれか早い日までに書類を提出してください。

【提出するもの】（様式は篠山市のHPからダウンロードできます。）

- ・実績報告書（様式第5号）
- ・事業報告書（別紙3）
- ・収支決算書（別紙4）
- ・支出した経費の請求書及び領収書の写し

※請求書及び領収書の宛名は、申請団体名であることを確認してください。

- ・実施状況が分かる写真・チラシ等

※実績報告に提出いただいた写真等を市のホームページや報告物等で使用することがありますので、撮影にあたっては参加者等に写真の掲載許可を取っていただきますようお願いいたします。

- ・請求書（様式第6号）

※原則、申請団体名の口座をご指定ください。



○補助金交付

実績報告書を精査の上、補助金額を確定し、請求書に基づき指定の団体口座に振り込みます。

### ◎概算払いについて

補助金の交付は原則として実績報告精査後となりますが、申請により概算払いを行うことができます。  
事前に事務局までご相談ください。

### ◎事業内容に変更等が生じる場合

原則として、申請いただいた通りの事業を実施してください。また、交付決定額が申請額より減額した場合でも、申請いただいた通りの事業を交付決定額の範囲内で実施してください。やむを得ず、実施期間、予算等に変更が生じる場合は、変更申請書（様式第3号）を提出していただく必要がありますので、**事前にご相談ください。**

また事業を実施できない場合は、補助金交付の一部又は全部を取り消すことがあります。

#### 変更申請書の提出を必要とするもの（例）

- ・ 予算書に記載のない項目で支出する場合
- ・ 事業実施期間やイベント開催日の変更 等

## ② 【事業実施前に広報資料の提供をすること】

日本遺産・創造都市のまちづくり応援事業をより効果的なものとするため、報道各社への資料提供を行います。**イベント開催、制作物完成等の2週間前**には、必ず創造都市課までご連絡いただきますようお願いいたします。

## ③ 【日本遺産・ユネスコ創造都市ネットワークのロゴマーク及び補助事業で実施していることを明記すること】

必ず、チラシや掲示物等で「日本遺産・創造都市のまちづくり応援事業」を受けて実施していること及び「日本遺産ロゴマーク」「ユネスコ創造都市ネットワークのロゴマーク」を表示してください。

事前にチラシ等の確認を行いますので、メール ([sozotoshi\\_div@city.sasayama.hyogo.jp](mailto:sozotoshi_div@city.sasayama.hyogo.jp))

もしくはFAX（079-552-5665）で校正前のチラシ等の提出をお願いします。

（表示内容の例）



なお、販売する商品にはロゴの掲載はできません。

## ④ 【日本遺産のぼり・パンフレットを活用し啓発を行ってください】

イベント開催時等には「日本遺産のぼり」「日本遺産・ユネスコ創造都市パンフレット」を活用し、日本遺産・ユネスコ創造都市の啓発を行っていただきますようお願いいたします。

のぼりの貸し出し、配布用パンフレットの提供については、事前にご連絡いただき、創造都市課（市役所本庁舎3階）へお越しくください。